

(別紙)

令和5年1月以降用

建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける添付書類の省略について

標記システムにおいて提出が必須とされている確認書類については、別表、建設業許可の手引き及び建設業の許可要件の審査等における留意事項の内容を確認したところ、提出不要の書類に該当したため、代わりに本様式を添付します。

なお、必要に応じて問い合わせを受けることを承知しています。